

災害時における応急対策業務に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と波多野工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害で発生した土砂の撤去、運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、それに伴って市内で発生した土砂の撤去、運搬等（以下「土砂撤去等」という。）を迅速かつ的確に実施し、もって、市民の安心・安全及び緊急交通の確保など災害応急対策の充実、強化を図るため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害土砂」とは、災害に伴って発生する土砂であり、緊急に処理する必要がある土砂とする。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業について、甲が必要と認めた場合に、乙に協力を要請するものとする。また、緊急輸送道路の確保等についても同様とする。

- （1） 災害土砂の撤去
- （2） 災害土砂の運搬
- （3） 被災した建物等の解体
- （4） 前各号に伴う必要な事項

（土砂撤去等の実施）

第4条 乙は、前条による甲の協力要請があったときは、乙の従業員・協力業者の中から必要な人員、車輛及び資機材等を確保し、甲が実施する土砂撤去等に協力するものとする。

2 乙は土砂撤去等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。
- （2） 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- （3） 土砂の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。
- （4） 土砂撤去等に従事する作業員の安全確保を図ること。

（情報の提供）

第5条 甲は、土砂撤去等に円滑な協力が得られるように、乙に吉野川市の被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供することができる。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

- （1） 協力要請内容
- （2） その他必要な事項

（実施報告）

第7条 乙は、土砂撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を速やかに文書で甲に報告するものとする。

- （1） 実施内容
- （2） 実施期間
- （3） その他の事項

（費用負担）

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき実施した土砂撤去等に要した費用負担については、甲と乙との協議により決定するものとし、その費用は災害発生直前における適正な価格を基準とする。

（損失補償）

第9条 乙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働災害補償保険法の適用を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては吉野川市危機管理課、乙においては波多野工業株式会社とする。

（協会の状況等の報告）

第11条 乙は、この協定に基づく土砂撤去等が円滑に行われるよう、協力業者の名簿、必要機材の確保可能台数等の状況を必要に応じて甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

（他被災自治体への応援）

第12条 甲が、被災した他の自治体等に対して土砂撤去等についての応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて可能な限り協力するものとする。

（有効期間）

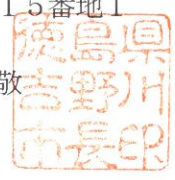
第13条 この協定は、締結の日から1年間効力を有するものとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とするものとする。

（協議）

第14条 この協定書に定めがない事項又は内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年5月15日

甲	徳島県吉野川市鴨島町鴨島1-5番地1 吉野川市 吉野川市長 原 井 敬	
乙	徳島県吉野川市西麻植字檀ノ原9-8番地3-6 波多野工業株式会社 代表取締役 波多野 剛	